

生活知恵袋

せいかつちえぶくろ

Vol. 49

今月のテーマ

FPに相談するということ…!? Part.7(タックスプランニング)

何だ、「タックス・プランニング」???基本的にかたかなは好きではないが、FPの資格取得の6科目として存在するのであえてここから始めよう。

まずはタックスとは何ぞや…?「タックス=税金」で分かりやすい。では、プランニングとは「プランニング=計画を立てる」だから、合わせると「税金の計画を立てる」ということか!!ん〜…!これではますます訳が分からないし、2つの言葉の直訳では片付けられないことは言うまでもない。

FPのそもそもの業務はファイナンシャルプランニング、その中にライフプランニングもあれば、タックスプランニングもある訳だが、この「プランニング」という言葉に何か大きな意味がありそうだ。辞書等で見ると「計画の実行段階において、計画の基となる具体的な作業のことで実践を示す」とあるが、どうやら単に計画を立てるだけに留まらないようだ。日常で安易に使っていることが多いが、もっと踏み込んだ認識を持たなければならない。ライフプランニングの実際は、将来の目標・目的を達成するための行動を決めたものことであるし、戦略・戦術であり、その方策ともいう。私たちが社会生活を営む上でタックス(税金)は、労働・生産、消費の様々な場面で避けて通れない問題だ。

前置きが長くなったが、所得、相続、贈与、消費行動などにおいてタックスをプランニングすることを定義すると、個人の税引き後のキャッシュフロー(収入から支出を差し引いて手元に残る資金の流れのこと)をできるだけ多く獲得するための計画といえるだろう。つまりは、「タックス・プランニング」を実践した場合と、そうでない場合では、手元に残るお金の、大きな差が出ることにもなる。頭が痛くなりそうだが、生活設計の中にあって重要な意味を持っている。税金の種目・項目は多岐に渡るが、今回は個人における関心の高い身近な問題に触れてみよう。



● もっと関心をもって…。

税金というと、必然的についてくるもの、何も考えず対策をとらなかつたり、分らないから、面倒だからと放置されていたりするケースが少なくない。税金には特例制度や控除制度、優遇制度や免除制度などがあるにも拘らず、調べもせずに利用されていなくなつたりする。実にもったいない限りだ。情報を持つ者と持たない者、手段を知る者と知らない者、行動を起こす者と起こさない者との差が大きいのは言うまでもない。

良く分からなかつたり、面倒と思うときこそFPなどに相談をして欲しいものだが…。

● 税の分類と種類(個人)

一口に税とは言っても様々な種類の税目があつて実にややこしい。分類の仕方、見え方も違うが、どこに納めるかで分ければ国税と地方税、どうやって納めるかによって直接税と間接税、これを整理すると次ページの(※表一)のように分けられる。

これらの中でも「タックス・プランニング」によってコントロールできるものと出来ないものがある。特に間接税は物品の購入や、施設の利用に伴って発生するだけにコントロールは



齋藤廣勝 (さいとう ひろかつ)
株式会社トータルライフサポート代表取締役
・CFP®ローティファイドファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー
・金融広報アドバイザー

保険と暮らしの相談センター

住宅取得計画をサポートします!!

～ローン苦に陥らないために～

- ・無理のない資金計画 「借りられる額」と「返せる額」…!?
- ・ライフプランと将来設計 キャッシュフローや家計のチェック
- ・住宅(建物・土地)購入の基礎知識

お気軽にご相談ください。

株式会社
total life support 募集代理店 トータルライフサポート
〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
●営業時間: 9:30~19:00 ●定休日: 水曜日
TEL 018-827-7611
FAX 018-827-7610
URL http://tls-akita.co.jp



難しい。直接税であり国税の「所得税・相続税・贈与税（※表2）」に関しては、特例制度、控除制度、優遇制度、免除制度を活用することにより大きな効果が得られたりもする。是非とも情報収集に心がけて欲しい。これらの全てを解説しようとする、延々と終わりが見えなくなってしまうので、知らないは大変なことになってしまつて、まずは理解していただきたい。

● **所得控除のはなし（所得控除と税額控除）**

① **所得控除**

年末調整でおなじみの、配偶者控除、生命保険料控除、地震保険料控除、確定申告で定番の医療費控除などがあるが、これが所得控除だ。名前どおり所得から差し引かれるもので、所得税や住民税を計算する際に課税されないものだが、ここで勘違いされないのは、その金額が戻ってくる訳ではないということだ。

例えば年間8万円以上の生命保険料を支払った場合は一律4万円が控除されるがこの4万円は計算上所得から引かれるだけで、4万円が戻ってくるわけではない。（注／平成24年1月1日以降の契約）

② **税額控除**

所得から引かれるのが所得控除であるのに対し、税額控除は税金からダイレクトに引かれるのでその効果は大きい。住宅ローン控除がそれであるが、年末の残債の1.0%が、その年に支払った所得税の中から還付される。2000万円の年末残高があった場合、その1.0%＝20万円が還付されるから、その効果は大きい。ただし、もともと所得税が0である場合は、戻ってくるものも0ということになる。

● **相続税**

「相続税は大金持ちの話」と人ごとのように思

っていた方も少なくないのではないだろうか？ 2013年度の税制改正で相続税が大幅に増税されることが決まった。これにより、相続税の納税対象者が大幅に増えることになる。

高額資産を保有する方々には、相続税対策の重要性はおなじみだったがかもしれないが、今後は「自分も納税しなければならなくなるのか？」と不安を感じている人も多いに違いない。確実にやってくる「相続増税」の時代を前に、どう乗り越えるべきか？ 対象となる人にしてみれば、風雲急を告げる事態だ。

しかし、相続の場合の問題は何も資産家だけの問題ではない。むしろ相続税の問題よりは、遺産分割の問題の方が大きい。相続財産が土地建物だけの場合は、分割自体が問題になるし、相続人が多くなればなるほど複雑にもなってくる。100件の相続には100件の特殊性があると考えなければならぬ。トラブル！？ うちに限って…、はないと考えるべきだ。

● **贈与税**

近年の贈与税の事情は、「祖父母から孫へ」「父母から子へ」の贈与に関し、特例や制度などが登場し、贈与をし易くなっているものの、一歩間違えば高額の税率が課せられるのも贈与税だ。毎年100万円の暦年課税を繰り返すし、非課税と思っていたのに、それが連年贈与と認定されてしまうと課税扱いとなってしまうので注意が必要だ。

● **相次ぐ税制改正**

消費増税・相続税法改正など、相次ぐ税制改正が目白押しとなる中で、相続の対策やマイホーム建築の時期をめぐって、考えることの多い今日この頃だ。家計のホームドクター・FPを是非活用して欲しい。

来月号は…、相続の具体的な問題とファイナンシャルプランナーとの関わりについて考えてみよう。

※表 2

所得税	次のような所得に対して課せられる税金 利子所得、配当所得、不動産所得、 事業所得、給与所得、退職所得、 山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得
相続税	人の死亡に基因する財産、土地建物や 預貯金の移転に着目して課せられる税金
贈与税	相手からの贈与によって受取った 土地建物や預貯金などの財産に 課せられる税金

※表 1

		直接税	間接税
国 税		所得税 相続税 贈与税など	消費税 酒税 たばこ税など
	道府県税	道府県民税 自動車税など	地方消費税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税など
地方税	市町村税	市町村民税 固定資産税 軽自動車税など	市町村たばこ税 入湯税など